

# 令和2年度事業計画

## 【 国際理解・交流及び多文化共生推進事業 】

### 1 国際理解・交流推進事業

#### (1) 情報収集提供事業

県民、国際関係団体、企業などの参加、連携の契機とするために、県内の国際理解促進活動や国際交流活動及び外国籍住民の生活に役立つ情報を情報誌及びホームページ等により、広く県民、外国籍住民に提供します。

#### (2) 国際理解教育事業

国際理解教育推進や国際交流活動の対象及び主体となる若者や関係団体を育成し、活動の拡大を図るため、国際理解教育の推進主体である国際関連団体と協力、連携して国際的課題を考える講座や研修会などを開催します。

#### (3) 外国語ボランティアバンク設置事業（ 県委託事業 ）

県の国際的イベント開催時の言語支援や災害時の外国籍住民への円滑な支援体制の構築等を図るため、県の委託を受けて、県が養成した外国語ボランティアや語学が堪能な県民のボランティア登録を行うとともに、通訳ニーズを踏まえた情報提供及び資質向上研修を実施し、また研修会自主開催に対し助成し、組織化を促進します。

#### (4) 日本国際連合協会関連事業

国際協力、国際相互理解の拠点である国際連合活動の普及と活動参加の機会を提供するため、国連英検(国際連合公用語英語検定試験)の実施やスピーチコンテストへの協力、また、国際的活動の基礎能力を修得するための低廉な語学講座を開催します。

#### (5) 留学生支援事業（ 県委託事業、公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム委託事業 ）

県民との交流による国際化の推進や母国と静岡県との架け橋となり友好交流を促進するため、県の委託を受けて、外国人留学生20名を「ふじのくに留学生親善大使」に委嘱し、地域交流事業への参加や学校訪問等を行い、帰国後は静岡県の紹介や母国情報の提供等を行います。

また、県内企業への就職希望者に対し必要な能力や知識の習得、就職機会の拡大を図るため、公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムの委託を受けて、留学生と日本人学生の意見交換会や交流会、留学生就職支援講座等を開催します。

#### (6) 海外国際交流団体連携事業

国際相互理解を促進するため、浙江省、韓国仁川市等からの市民交流希望案件を青少年団体や女性団体、自治体等に紹介し、実現に向けて調整支援等を行います。

#### (7) 海外移住者援護事業（ 県補助事業、県委託事業 ）

県レベルの国際交流を円滑に進めるための国際協力事業の一環として、県の補助を受けて、海外静岡県人会への助成や高齢者表彰を行うとともに、中南米等へ移住した子弟に対する支援を目的とした静岡県海外移住者子弟育成事業の委託を受けて、海外技術研修員の受入れを行います。

## 2 多文化共生推進事業

### (1) 外国籍住民支援アドバイザー設置事業（県委託事業）

経済・労働情勢の動向、入国管理制度改正、滞在の長期化や定住化に伴い複雑化する外国籍住民が抱える課題等に対応するため、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語等多言語の能力を持つ相談員を配置した相談窓口を設けるとともに、各地域の相談窓口の活動を支援します。

### (2) 外国籍住民相談窓口高度化事業（一部 県委託事業）

外国籍住民の生活に重要となる医療、福祉、教育、雇用、防災等への具体的な支援策の構築を図るため、国や県等の動向を踏まえ、体制整備に向けた検討・研修会ほかの活動を行うとともに、多言語支援者（通訳者）の助成や医療通訳、就労支援等に取り組み、また専門家との連携や専門知識を習得するための研修会を開催します。

### (3) 日本語指導ボランティア研修会開催事業

外国籍住民への日本語指導を行うボランティアの指導者を育成するため、日本語支援の中心的人材を養成する日本語ボランティアセミナー等を開催します。

### (4) 外国人学校児童生徒日本語支援事業

日本語学習環境が整っていない外国人学校在籍児童を支援するため、ボランティア等による日本語指導を行います。

### (5) 多文化共生ネットワーク構築事業

外国籍住民支援策を展開する県内の市町国際交流協会や活動団体の連携や協働の充実強化を図るため、関係情報の収集や提供、共同調査、合同研修などを行います。

### (6) 外国人児童支援事業（一部県委託）

学校教員や外国人支援員・相談員、ボランティアなどが指導方法の基礎的な知識や技能を学び、年少者支援の指導力の向上や支援者間の連携強化を図るため、日本語指導が必要な子供たちへの支援方法をテーマとした研修会を県教育委員会等と連携して開催します。さらに、県拠出金や企業寄付等による基金を財源に、外国人学校やNPO等を通じ日本語の習得や地域での居場所づくりなどの支援を行います。

### (7) 外国人技能実習生日本語支援事業

外国人技能実習生への日本語指導を通して、企業活動、住民と実習生の相互交流・相互理解の促進が図られるように、地域の日本語指導ボランティア、地域企業、実習生の三者を結びつけ、企業内での実習生を対象としたボランティアによる日本語習得指導が図られるよう支援します。